

中期財政見通しを踏まえた
収支構造改革への取組について

平成19年9月10日

長 崎 県

1 基本的な考え方

本県においては、「行財政改革プラン」や「収支改善対策」に基づき、様々な行財政改革に取り組んでいますが、三位一体の改革による地方交付税等の大幅な削減や社会保障関係費の増加等により、財政状況はさらに厳しさを増しています。

今後、財政健全化へ向けて、特段の対策を講じない場合には、中期財政見通し（平成20年度～24年度）のとおり、毎年度の多額の収支不足から平成24年度には財源調整のための基金が枯渇する可能性があります。

このため、従来の行財政改革の取り組みに加え、さらなる収支改善のための具体的な対策と目標を立て、多額の収支不足を圧縮する「収支構造改革」の実施を検討してまいります。

ただし、本県の経済・社会情勢や今後の発展を踏まえ、県民生活に密接にかかわる事業や将来の発展のために今やっておくべき事業は、積極的に推進する必要があることから、中・長期的には収支不足を解消し、持続可能な財政運営を目指しつつも、当面は「収支構造改革」と併せて、基金等も活用しながら、重点的・効率的な施策の取り組みを進めてまいります。

2 対策の期間と目標

中期財政見通しでは、平成24年度までの5年間において、600億円の収支不足額が生じ、平成24年度には基金が枯渇し予算編成が困難となることを見込まれるため、「行財政改革プラン」の取組期間である平成22年度までの今後3年間において、「収支構造改革」の取り組みを進め、平成24年度末に見込まれる財源不足額88億円を解消するとともに、財政の健全性を維持することを目標とします。

【財源調整3基金残高の推移】

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24
行革プラン策定時見通し (H17作成)	559	571	493	412	303	303	-	-
うち行革プラン収支改善額	-	10	20	30	40	55	55	55
今回中期財政見通し(H19)	-	-	512	405	298	204	66	88

[行財政改革プラン期間]

3 収支構造改革における主な検討事項

(以下は、今後内容整理を行っていくものであり、変動があり得る)

(1) 歳入の確保

県有未利用地の売却・有効活用

基金の債券運用の拡大による収益の増加

特別会計の繰越金の活用(一般会計への繰入等)

(2) 歳出の削減

組織、人員の見直し

内部管理経費の見直し

各種事務事業の見直し

公債費等

4 今後のスケジュール

9月～10月 具体的な取組内容の検討・調整

11月下旬 収支構造改革(案)取りまとめ・公表